

特別養護老人ホーム よくあるご質問

問 1(1)

Q . 施設の名称を変更しました。どちらの名称を回答するのですか。

A . 回答時点の名称に続けて括弧書きで旧名称を回答してください。

(例) 大正苑 (明治苑)

問 1(2)

Q . 施設の所在地(区市町村)を変更しました。どちらの所在地を回答するのですか。

A . 回答時点の所在地を回答してください。

問 1(3)

Q . 法人の名称を変更しました。どちらの名称を回答するのですか。

A . 回答時点の所名称に続けて括弧書きで旧名称を回答してください。

(例) 大正会 (明治会)

問 1(4)

Q . 介護保険事業所番号を変更しました。どちらの事業所番号を回答するのですか。

A . 回答時点の事業所番号を回答してください。

問 1(5)

Q . 回答する担当者が複数います。どちらの氏名・連絡先を回答するのですか。

A . 集計の過程で、回答内容について照会することがありますので、その際の窓口となる方の氏名・連絡先を回答してください。

問 2(1)

Q . 定員について、空床利用のショート分はどのように回答するのですか。

A . 空床利用のショート分は含まずに回答してください。

問 2(3)

Q . 定員変更について、複数回行った場合はどのように回答するのですか。

A . 令和 3 年度中の最後の定員変更について回答してください。

問3

Q. 延べ利用者数について、どのように算出するのですか。

A. 利用者延べ日数ともいいます。令和3年度中における毎日の入所者数をすべて足し合わせて算出してください。ただし、利用中の外泊や入院等の日数は、カウントから除外してください。また、同一日中に利用者の入退所が重なった場合は、それぞれを「1人」としてカウントしてください。

問4

Q. 特例入所要件ごとの人数について、同じ利用者が複数回入所した場合はどのように回答するのですか。

A. 同じ利用者が同一の理由により複数回入所した場合は「1人」でカウントしてください。一方、異なる事由により複数回入所した場合は、異なる事由につき「1人」でカウントしてください。

問5

Q. 費用負担段階別の人数について、同一日中に利用者の入退所が重なった場合はどのように回答するのですか。

A. 入所した方、退所した方それぞれを「1人」でカウントしてください。

問6(2)

Q. 認知症介護研修修了者の人数について、令和4年3月31日現在で在職していたが、回答時点で退職している場合はどのように回答するのですか。

A. 回答時点の在職の有無によらず、令和4年3月31日現在で在職していた方はカウントしてください。

問7

Q. 食費、居住費等の1人1日当たり利用者負担(第4段階)の料金について、4月以降に金額を引き上げた場合はどのように回答するのですか。

A. 令和4年3月31日現在の料金を回答してください。

問9(1)

Q. 看取り介護加算について、体制は整えたが、算定実績がなかった場合はどのように回答するのですか。

A. 算定実績がない加算は選択しません。

問 10(1)

Q . 居室形態別の稼働率について、どのように算出するのですか。

A . 居室形態別に令和 4 年 3 月 31 日現在の入所者数を定員で割って算出してください (小数第 2 位を四捨五入して小数第 1 位まで) 。

問 10(1)

Q . 居室の形態で稼働率に差が生じているかについて、どの程度の差で「差が生じている」と回答するのですか。

A . 貴施設が運営上の影響があると認識している場合は、「差が生じている」と回答してください。なお、回答される方が運営上の影響を判断する立場にないなど一定の基準が必要な場合には、原則として、0.5 ポイント以上の差で「差が生じている」と回答してください。

問 11(2)

Q . 新規入所者の入所前の居住場所別の人数について、同じ利用者が複数回入所した場合はどのように回答するのですか。

A . 同じ利用者であっても、退所後に入所した場合はそれぞれ新規入所者としてカウントしてください。

問 14(1)

Q . 医療的ケアが必要な方の受入れ可否の施設としての方針 (基準) について、いつの時点の状況を回答するのですか。

A . 令和 4 年 3 月 31 日時点の状況を回答してください。

問 18(1)

Q . 常勤職員、非常勤職員の実人数について、複数の職種・事業所を兼務している場合はどのように回答するのですか。

A . 主たる事業に寄せて回答してください。

問 18(1)

Q . 非常勤職員の常勤換算の人数について、どのように算出するのですか。

A . 従業者の総勤務時間を常勤者の所定労働時間で割って算出してください。

(例) 非常勤 15 名の場合、「(1 人 1 日当たり 6 時間 × 週 5 日) × 15 人 ÷ 40 時間 = 11.2 名」

問 18(2)

Q . 直接利用者のケアを担う職員の従事者 1 人当たりの入所者数について、どのように算出するのですか。

A . 令和 4 年 3 月 31 日現在における、入所者数を常勤換算後の看護職員・介護職員等の直接利用者のケアを担う職員の従事者数で割って算出してください。

問 18(3)

Q . 年齢区分ごとの介護職員及び看護職員の人数について、非常勤は実人数で回答するのですか。

A . はい、実人数で回答してください。

問 18(4)

Q . 通常のシフトにおいて出勤している職員の実人数について、非常勤も含めて回答するのですか。

A . はい、非常勤も含めて回答してください。

問 19

Q . 令和 3 年度中に定年退職し、再雇用となった職員が、令和 3 年度中に退職しました。この場合は、定年退職として取り扱いますか。

A . 定年退職としてご回答ください。また、常勤職員が退職し、非常勤職員となった後に退職した場合は、常勤職員の退職として勤続年数別にご回答ください。

問 22

Q . 「採用を予定した介護職員数」とは何のことですか。

A . 採用計画を立てるうえでの、目標採用数をいいます。

問 23(1)

Q . 人材不足によるサービス提供への影響について、いつの時点の状況を回答するのですか。

A . 回答時点の状況を回答してください。

問 23(5)

Q . 過去 1 年間に採用した従業者の採用経路の人数について、いつの時点を開始とした「過去 1 年間」の状況を回答するのですか。

A . 令和 3 年度の 1 年間の状況を回答してください。

問 23(13)

Q. 介護プロフェッショナルキャリア段位制度とは、どのようなものですか。

A. 「介護プロフェッショナルキャリア段位制度」は、介護分野における職業能力を評価する仕組みです。「アセッサー」と呼ばれる評価者が、共通の評価基準に基づいて、事業所・施設内で介護職員の介護の実践的スキル（介護技術）の「わかる（知識）」と「できる（実践的スキル）」を評価します。詳細は、（一社）シルバーサービス振興会のホームページをご参照ください。

問 24(2)

Q. 外国人介護職の在留資格の区分について、令和 4 年 3 月 31 日時点で受入れ予定で、その後雇用した場合は「雇用人数」ではなく「受入れ予定人数」で回答するのですか。

A. はい、「受入れ予定人数」で回答してください。

問 25(3)

Q. ICT とは何ですか。

A. 情報通信技術（Information and Communication Technology）のことです。「パソコン」「タブレット端末」「スマートフォン」「インカム」などの機器を使い、ネットワークを活用して情報を共有することをいいます。

詳しくは厚生労働省「介護現場における ICT の利用促進」をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>

問 31

Q. 直近 5 か年度（平成 29 年度（2017 年度）以降）の経営状況について、平成 29 年度（2017 年度）の決算と令和 3 年度（2021 年度）の決算を比較するのでしょうか。

A. 直近 5 か年度を通じた全体的な評価として回答してください。例えば、当初 4 年間は増収増益だが、直近 5 年目に減収減益であった場合には、「増収増益」と回答してください。

問 31

Q. 直近 5 か年度（平成 29 年度（2017 年度）以降）の経営状況について、どの程度の増減で「増（減）収増（減）益」と回答するのですか。

A. 貴施設のご判断で回答いただいてもかまいません。なお、回答される方が判断する立場がないなど一定の基準が必要な場合には、原則として、サービス活動収益・サービス活動増減差額いずれも 2%以上の増減で「増（減）収増（減）益」と回答してください。